

法務省「これからの刑事手続に関する研究会」（令和 8 年 3 月 11 日）

新たな当事者主義の刑事手続とその課題

田口守一（早稲田大学名誉教授）

I はじめに

II 被疑者の取調べと身柄拘束制度

1 問題の所在

2 日本における被疑者の取調べと身柄拘束制度の成立

- (1) 現行法制の成立の経緯
- (2) 捜査に関する GHQ 側の理解と日本側の理解

3 被疑者の取調べと身柄拘束制度の比較法的検討

- (1) 欧米諸国の身柄拘束制度
- (2) 被疑者の権利に関する欧米の歴史

4 被疑者の取調べと身柄拘束制度の再考

- (1) 欧米の歴史と日本の歴史
- (2) 欧米型と日本型の統合の試み
- (3) 2つの課題

III 被疑者・被告人の処分権

1 問題の所在

2 アメリカ法における有罪答弁制度

- (1) 有罪答弁制度の概要
- (2) アメリカ法における当事者主義の特色
- (3) アレインメント制度

3 日本の合意制度と当事者主義

- (1) 日本型合意制度の成立とその特色
- (2) 合意制度と当事者主義

(3) 日本型合意制度の課題

4 日本の有罪答弁制度

(1) 有罪答弁制度導入論

1) 戦後初期の導入論

2) 新たな導入論

(2) 日本的有罪答弁制度の課題

1) 有罪答弁の適正性

2) 裁判官による答弁審査の根拠

3) 対象犯罪の限定

4) 証拠開示制度の整備

5) 刑事法制度全体の整合性

IV 当事者主義の刑事手続と日本の司法文化

1 問題の所在

2 日本の伝統的司法文化とその特徴

(1) 伝統的な真実重視の司法文化

(2) 外国から見た日本の司法文化

3 真実重視文化の変容

(1) 学説の変化

(2) 実務の変化

(3) 事件の変化

4 日本の司法文化の課題

V むすびに代えて

以上

資料

【資料①】 アメリカ連邦刑事訴訟規則(Federal Rules of Criminal Procedure)

(1) 答弁 (Pleas)

▪Rule 11. (a) (1)

“A defendant may plead not guilty, guilty, or (with the court’s consent) nolo contendere.”

▪Rule 11. (b)(3)

“Before entering judgment on a guilty plea, the court must determine that there is a factual basis for the plea.”

▪Rule 11. (c)(1)

“An attorney for the government and the defendant’s attorney, or the defendant when proceeding pro se, may discuss and reach a plea agreement. The court must not participate in these discussions. If the defendant pleads guilty or nolo contendere to either a charged offense or a lesser or related offense, the plea agreement may specify that an attorney for the government will: (以下、省略)”

(2) 公判前証拠開示 (Pretrial Discovery Conference; Request for Court Action)

▪Rule 16.1 (a)

“No later than 14 days after the arraignment, the attorney for the government and the defendant’s attorney must confer and try to agree on a timetable and procedures for pretrial disclosure under Rule 16.”

▪Rule 16.1 (b)

“After the discovery conference, one or both parties may ask the court to determine or modify the time, place, manner, or other aspects of disclosure to facilitate preparation for trial.”

[引用者注：Rule 16.1の規定は、2019年に追加された。]

【資料②】 ドイツ刑事訴訟法(Strafprozessordnung)

(1) 法務省大臣官房司法法制部編『ドイツ刑事訴訟法典』(法曹会)

第 147 条〔弁護人の記録閲覧権、証拠物の観察権〕第 2 項

「〔検察官によって〕捜査の終結が記録に記載される以前においては、記録等の閲覧が捜査の目的を阻害するおそれがあるときは、検察官は、弁護人に対し、記録若しくはその一部の閲覧又は職務上保管されている証拠物の観察を拒絶することができる。第 1 文の条件が存在し、被疑者が勾留されているとき、又は仮拘束の場合に勾留が申し

立てられているときは、弁護人に対し、自由剥奪の合法性を判断するために重要な情報は、適切な方法で、提供しなければならない。その限りで、通常は、文書の閲覧が保障される。〔第2文は、2010年改正で追加された。〕

(2) 同『ドイツ刑事訴訟法典』

第136 a条〔不当な尋問方法〕第1項

「被疑者の意思決定及び意思活動の自由は、暴行、疲労、傷害、薬物の投与、苦痛、欺罔又は催眠術によって侵害してはならない。強制は、刑事手続法（Strafverfahrensrecht）が許容する限度でのみ、これを用いることができる。刑事手続法の規定により許容されていない処分をもって強要すること及び法律に規定されていない利益を約束することは、いずれも禁止される。」

同第2項

「被疑者の記憶力又は思考力を侵害する処置は、許されない。」

〔引用者注：第136 a条の規定は、1950年改正で追加された。〕

(3) ドイツ刑事訴訟法第257 c条〔裁判所と手続関与者との申合せ（Verständigung）〕

第1項

「裁判所は、適当な事案において、手続関与者と次項以下の基準にしたがって、手続の進行及びその結果について申合せをすることができる。第244条第2項の規定の効力には影響を及ぼさない。」

同第2項

「申合せの対象は、判決の内容及びこれに付随する決定の内容となる法律効果、基礎となる事実認定手続におけるその他の手続上の処分及び手続関与者の訴訟上の態度に限られる。あらゆる申合せにおいて、自白はその構成要素となる。有罪認定並びに改善及び保安の処分は、申合せの対象とはならない。」

〔仮訳。訳注：①第257 c条の規定は、2009年に新設された。②学説はこれまで「合意（Absprachen）」という言葉を使ってきたが、法律はVerständigungという語を用いたので、これを「申合せ」と訳した。〕

【資料③】 刑事訴訟法制定資料

(1) 井上正仁/渡辺咲子/田中開編著『日本立法資料全集 128 刑事訴訟法制定資料全集 昭和刑事訴訟法編(8)』249頁以下、「資料 61 交互訊問制度・アレインメント（審訊）の制度」（昭和22年6月27日）。

〔引用者注：以下は、応急措置法施行後、「第7次案」までの間の司法省における研究会の資料のうち、アレインメント制度に関する議論の一部である。〕

〔アメリカ法のアレインメント制度を要約した上で〕「アレインメントが前述の如きものとすれば、これになお職権主義的要素を加えて採用すれば、必ずしも刑事訴訟を処分主義に墮せしめるものではなく、又運用宜しきを得れば、著しい訴訟経済であるから、我が刑事訴訟法においても、これを取り入れて然るべきものと思う。」

(2) 同『日本立法資料全集 130 昭和刑事訴訟法編(10)』3頁以下、「改正刑事訴訟法第7次案」(昭和22年8月16日～9月12日)。

〔引用者注：以下の条文は、国会に提出された「第9次案」(昭和22年10月15日)では削除されている。〕

「第371条の2 裁判所は、被告人が有罪の答弁をした場合において、その答弁が被告事件を理解した上自由な意思に基いてなされ且つ他の資料をも考慮して(それが)真実に合するものと認めるときは、被告事件について犯罪の証明があったものとみなすことができる。但し、死刑にあたる事件については、この限りでない。

被告人が公訴事実の同一性を害しない限度においてこれと相違する事実につき有罪の答弁をした場合も、前項と同様である。但し、検察官の同意がある場合に限る。」

以上